

案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、これまで期末手当は何月分で、これから期末手当及び勤勉手当合わせて何月分になるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在1.375月の期末手当を支給しており、次年度からは勤勉手当0.975月を加え、合計して2.35月の支給となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、会計年度任用職員も一般職員と同様に人事評価が勤勉手当に反映するののかとの質疑がなされ、総務課長からは、令和6年度から、会計年度任用職員も一般職員に近いような評価を取り入れていくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○鈴木富美子議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定についてから、日程第4、議案第21号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第16号 長井市第六次総合計画の策定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第19号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第20号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第21号 長井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木 裕厚生常任委員長。

(鈴木 裕厚生常任委員長登壇)

○鈴木 裕厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

令和6年3月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案9件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第13号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市平野児童センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、職員は保育士資格を持っているのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、基本的に職員は保育士資格保有者であるが、保育補助として保育士資格を持っていない職員もいるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、平野児童センターの今後の利用者の見込みはとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、来年度は26人から申込みをいただいている。その後の見通しは立っていないが、現状を維持していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 長井市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、第2条(1)で規定する自転車に、高齢者が乗るような電動四輪車やキックボードのようなこがない二輪車などは含まれるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、本条例では、どちらも対象外であるとの答弁を受けたところであります。また、委員からは、家庭内で理解の調整が図られるために、福祉関係との連携やチラシの全戸配布を行ってはどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、福祉の支援が必要な方への周知は福祉あんしん課と連携して検討していく。チラシの全戸配布も検討するとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、自転車のルールが分かっていない方も多いと思う。ルールについて地区長会等で説明するのかとの質疑がなされ、市民課長からは、提案を参考に検討するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成31年条例第1号)が目指す共生する社会の実現に資することを目的とし、手話言語の理解促進と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図るため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、窓口で手話対応できるようにするのかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、来年度から研修会等を開催し、手話での対応ができるようにしていきたい

との答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市内には手話サークルが幾つあるのか、また、今後の関わりについての考えはとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、手話サークルは1つで、今後は結びつきを強くし、情報交換をしていきたいとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、全国手話言語市区長会の活動内容は、また、加盟自治体数と会長は誰かとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、総会や国への要望活動、各自治体の対応紹介などを行っている。622市区が加盟しており、埼玉県富士見市長が会長になっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、障がいのある方との意見交換の場はあるかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、長井市自立支援協議会から意見をいただいているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、社会的障壁の除去

について、努力義務だったものが義務化されたと理解していかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、行政機関については既に義務化されており、事業者について、これまで努力義務だったものを義務化するものであるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、義務化による事業者の違反への対応はとの質疑がなされ、福祉あんしん課長からは、市で相談を受け、相談に応じる。また、状況によっては国へ報告し、助言や指導等を行ってもらうとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、保険料の改定について、どのように周知するかとの質疑がなされ、福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長からは、市報とホームページで周知し、税務課から送付する賦課のお知らせで個人的に通知するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、厚生労働省の一部改正に伴い、関係する条例の所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上

げます。

本案は、長井市すみれ学園の新築、移転に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、テレワーク室を保護者以外が使う場合はどのようなことが考えられるかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、すみれ学園利用者の保護者以外の方のテレワークのほか、社会福祉的な活動での利用を想定しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、団体利用でも使用料は1時間300円かとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、社会福祉的な利用の場合は減免で無料と考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、日中一時支援事業に係る利用者負担金の徴収方式の変更に伴い提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

**○鈴木富美子議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○鈴木富美子議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第13号 指定管理者の指定についてから、日程第13、議案第30号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例を廃止する条例の設定についてまでの9件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、

順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○鈴木富美子議長** 起立全員であります。

よって、議案第13号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第17号 長井市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○鈴木富美子議長** 起立全員であります。

よって、議案第17号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第18号 長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○鈴木富美子議長** 起立全員であります。

よって、議案第18号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第22号 長井市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第23号 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第24号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第25号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第26号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原

案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木富美子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第30号 長井市地域生活支援事業負担金徴収条例を廃止する条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○鈴木富美子議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○鈴木富美子議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦産業・建設常任委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 令和6年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案8件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。

なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第10号 令和5年度産業振興拠点タス改修事業工事請負契約の一部を変更す